公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

事務局通信

(TEL 03-6450-1850)

2025年10月21日

2025 年 10 月度業務執行理事会(2025.10.10)概要

1. 専務理事レポート

- · 2026年9月27日の臨時社員総会において理事25名と監事3名が選任されました。
- ・その後の臨時理事会において、代表理事(会長)1名、副会長1名、専務理事1名、常務理事5名 が選定され、この8名が業務執行理事に選定されました。
- ・この臨時社員総会の役員選任に際しては、外部理事から提案された役員候補者案の付則事項が 総会の場で報告され、組織強化に向け大同団結と融和融合の精神をもって一体感を持ち、全会員 で臨むとの提案が行われました。
- ・臨時理事会での役職者選定や理事会、業務執行理事会の日程設定等も付則事項に沿って行われ、今後の理事会、業務執行理事会は、事前決定された平日に行われることとなります。
- ・また、これまでは毎月の業務執行理事会で決議することを通例としてきましたが、今後は、理事会で 決議することを基本とし、理事会開催をこれまでの年 2 回から年4回とし、緊急を要する案件につい ては、臨時理事会や書面決議によって対応します。
- ・今後の業務執行理事会では、理事会に上程する議案の原案作成及び調整、理事会決定事項の具体的執行、現場レベルの意思疎通・問題解決など日常的な業務の実施や調整を担うことになります。
- ・ なお、理事会、業務執行理事会ともに必要と認めた案件について理事以外の出席を求めることがあります。
- ・従来の部長会やブロック運営委員長等オブザーバー参加の機会提供や機能確保については、対話の機会を設けて検討します。

2. 確認事項

- (1) 大同団結に向けて
- (2) 担当理事制度(リエゾン)理事役割分担について
- (3) 本部・専門委員会体制及び人事・組織図について
- (4) 事務局体制及び事務局人事について

3. 意見交換事項

- (1) IDSF 環境変化による財務状況への影響について
- (2) 組織の在り方について

4. 報告事項

- (1) マーケティング活動状況
- (2) 三笠宮杯準備状況

外部理事推薦役員候補者案の付則事項

- 1. ガバナンスコードへの組織対応は、理事会、社員総会で承認された独自に制定された役員任期と定年制度を原則としてダンススポーツ競技の特性に合わせた女性理事 40%並びに外部有識者理事を加え、オリジナリティのある新陳代謝プランを 2027 年役員改選に向けて討議策定することを今回の役員案において加味している。(同様にガバナンスコード統括円卓会議に向けても提唱して行く)
 - 例:定年70歳以上の候補者においては、原則として2027年総会までとする。理事年数においては、本会独自裁定の年数内であっても計画的な入れ替えを2027年に行う。
- 2. 理事候補者の資格(クレデンシャル)に関しては、2027 年に向けて資格委員会などの制定を目途とする。2025 役員改選において資格取り消し者がいる場合は、倫理委員会から提示された諸条件の対応を行うことで理事候補有資格者とする。(可否で候補者対応する)
 - 例:倫理委員会からの条件として、意見書(公式・非公式であっても)の取り下げと当該行為に関する謝罪の実施。
- 3. 外部理事役員候補者案を役員選考委員会(9/13)に答申し、理事会(9/16)を経て、社員総会(9/27)に諮る。
- 4. 社員総会(9/27)において理事候補者が理事に選任され、第一回理事会(9/27)を開催し理事の互選において代表理事を互選する。

代表理事は、副会長案・専務理事案・常務理事案を第1回理事会に推薦し、承認を得る。(同日 社員総会に発表報告)

会長・副会長・専務理事・常務理事の定数は、定款通りまたは、会長案とする。以上の執行役員を業務執行理事として内閣府に登録する。

- 5. また、理事候補者が社員総会で一人ずつ承認されたのちには、本会活動への誓約書・利益相反防止等の書面に署名し、署名書類とプロフィール写真等は、公式デジタル表示に掲載する。
- 6. 新理事会は、定時理事会を年間 4 回以上とし、対面を原則とするがハイブリッド・オンラインの場合も有る。日程は、事前決定。
- 7. 業務執行理事会は、確認の場所として、最低毎月一回行う。ハイブリッド・オンライン開催とする。日程は、事前決定。
- 8. 新理事会は、規約委員会を設置し、定款・細則・諸規程・役員選考規程等を見直す。
- 9. 事務局体制及び事務局人事(事務局長・次長・各部長)に関し、業務執行理事会で検討協議し、 理事会に諮る。
- 10. 本部・専門委員会体制及び人事・組織図に関し、業務執行理事会で検討討議し、理事会に諮る。
- 11. 業務執行理事会では、全国組織の体制の充実のために全国ブロック制度検討委員会の設定を検討する。

- 12. 業務執行理事会では、会長(代表理事)と都道府県連盟との意見交換やワークショップの機会を設ける。
- 13. 業務執行理事会では、国民スポーツ大会対策委員会の設定を検討する。
- 14. 業務執行理事会では、キッズ・ジュニア・ユースの普及促進に関する検討会議の設定を検討する。
- 15. 業務執行理事会では、広報・コミュニケーション・冊子の製作見直しの検討の場所を設定する。
- 16. 業務執行理事会では、中長期計画に準じた打ち手(対策プラン)の策定を検討する。
- 17. 本会は、本会の目的遂行のための組織強化に大同団結と融和融合の精神をもって一体感を持ち、全会員で臨む。

(真のダンスの National Governing Body=NGB になる)